

議案第 11 号

丸亀市公共調達基本条例の一部改正について

丸亀市公共調達基本条例の一部を次のとおり改正したい。

令和 8 年 2 月 25 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市公共調達基本条例の一部を改正する条例

丸亀市公共調達基本条例(平成 28 年条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前
(事業者の責務) 第 5 条 略 2 略 3 事業者は、地域経済の発展に寄与するため、 <u>中小受託事業者(下請負人を含む。以下同じ。)</u> を選定する場合は、市内業者の積極的な活用に努めなければならない。この場合において、事業者と <u>中小受託事業者</u> との契約は、対等な立場における合意に基づいた適正なものでなければならない。	(事業者の責務) 第 5 条 略 2 略 3 事業者は、地域経済の発展に寄与するため、 <u>下請負人</u> を選定する場合は、市内業者の積極的な活用に努めなければならない。この場合において、事業者と <u>下請負人</u> との契約は、対等な立場における合意に基づいた適正なものでなければならない。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 12 号

丸亀市手数料条例及び丸亀市印鑑条例の一部改正について
丸亀市手数料条例及び丸亀市印鑑条例の一部を次のとおり改正したい。

令和 8 年 2 月 25 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市手数料条例及び丸亀市印鑑条例の一部を改正する条例
(丸亀市手数料条例の一部改正)

第 1 条 丸亀市手数料条例(平成 17 年条例第 81 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第 2 条関係)		別表(第 2 条関係)	
手数料を徴収する事務	金額	手数料を徴収する事務	金額
1 戸籍法(昭和 22 年法律第 224 号)第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項まで若しくは第 126 条の規定に基づき戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第 120 条第 1 項、第 120 条の 2 第 1 項若しくは第 126 条の規定に基づき戸籍証明書の交付	1 通につき 450 円。ただし、多機能端末機(本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線により接続された端末装置で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成 14 年法律第 53 号)第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード)利用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)又は電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 12 条の 2 第 4 項第 3 号ロに規定する移動端末設備(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設	1 戸籍法(昭和 22 年法律第 224 号)第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項まで若しくは第 126 条の規定に基づき戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第 120 条第 1 項、第 120 条の 2 第 1 項若しくは第 126 条の規定に基づき戸籍証明書の交付	1 通につき 450 円。ただし、多機能端末機(本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線により接続された端末装置で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成 14 年法律第 53 号)第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード)利用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)又は電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロに規定する移動端末設備(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設

改正後		改正前	
2～68 略			備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)を使用することにより証明書等の交付が受けられるものをいう。)により戸籍証明書を交付する場合にあつては、350 円
			2～68 略

(丸亀市印鑑条例の一部改正)

第 2 条 丸亀市印鑑条例(平成 17 年条例第 127 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付) 第 14 条 前条に定めるもののほか、登録者は、第 7 条第 3 項及び第 4 項の規定にかかわらず、多機能端末機(本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線により接続された端末装置で、個人番号カード又は電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 12 条の 2 第 4 項第 3 号ロに規定する移動端末設備(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備)利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)を使用することにより、印鑑登録証明書の交付が受けられるものをいう。)を利用して、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。		(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付) 第 14 条 前条に定めるもののほか、登録者は、第 7 条第 3 項及び第 4 項の規定にかかわらず、多機能端末機(本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線により接続された端末装置で、個人番号カード又は電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロに規定する移動端末設備(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備)利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)を使用することにより、印鑑登録証明書の交付が受けられるものをいう。)を利用して、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。	

附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 46 号)の施行の日から施行する。

丸亀市児童館条例の一部改正について

令和8年2月25日提出

丸亀市長 永松 恭二

丸亀市児童館条例の一部を改正する条例

丸亀市児童館条例(平成17年条例第117号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

議 13-1

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
丸亀市児童館	丸亀市大手町二丁目3番1号		
丸亀市金山児童館	丸亀市川西町南682番地3	丸亀市金山児童館	丸亀市川西町南682番地3
略		略	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年9月6日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の丸亀市児童館条例の規定による指定管理施設に係る指定管理者の指定その他当該指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第 14 号

丸亀市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について
丸亀市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を次のとおり改正したい。

令和 8 年 2 月 25 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
丸亀市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例(平成 24 年条例第 40 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前
(園路及び広場)		(園路及び広場)
第 2 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成 18 年政令第 379 号。以下「令」という。)第 3 条第 1 号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち 1 以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	第 2 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成 18 年政令第 379 号。以下「令」という。)第 3 条第 1 号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち 1 以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	第 2 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成 18 年政令第 379 号。以下「令」という。)第 3 条第 1 号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち 1 以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略	(1)・(2) 略
(3) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第 11 条第 2 号に規定する点状ブロック等及び令第 22 条第 2 項第 1 号に規定する線状ブロック等を適切に組合せて床面に敷設したもの(以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。)その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。	(3) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第 11 条第 2 号に規定する点状ブロック等及び令第 21 条第 2 項第 1 号に規定する線状ブロック等を適切に組合せて床面に敷設したもの(以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。)その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。	(3) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第 11 条第 2 号に規定する点状ブロック等及び令第 21 条第 2 項第 1 号に規定する線状ブロック等を適切に組合せて床面に敷設したもの(以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。)その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。
(4) 略	(4) 略	(4) 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 15 号

丸亀市火入れに関する条例の一部改正について
丸亀市火入れに関する条例の一部を次のとおり改正したい。

令和 8 年 2 月 25 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市火入れに関する条例の一部を改正する条例

丸亀市火入れに関する条例(平成 17 年条例第 147 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前
(火入れの中止)		(火入れの中止)
第 14 条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であつても、 <u>強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは林野火災の予防を目的とした火災に関する警報その他の火災警報が発令された場合には、火入れを行つてはならない。</u>	第 14 条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であつても、 <u>強風注意報、乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行つてはならない。</u>	
2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる場合又は <u>強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報若しくは林野火災の予防を目的とした火災に関する警報その他の火災警報が発令された場合には、速やかに消火しなければならない。</u>	2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は <u>強風注意報、乾燥注意報若しくは火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。</u>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 16 号

丸亀市火災予防条例の一部改正について
丸亀市火災予防条例の一部を次のとおり改正したい。
令和 8 年 2 月 25 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市火災予防条例の一部を改正する条例

丸亀市火災予防条例(平成 17 年条例第 177 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前
第 3 章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等 第 1 節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準 (乾燥設備) 第 7 条 略 (簡易サウナ設備) 第 7 条の 2 <u>簡易サウナ設備(屋外その他の直接外気に接する場所に設けるデント型サウナ室(サウナ室のうちデントを活用したもの)をいう。)</u>又はバレル型サウナ室(サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。)<u>に設ける放熱設備であって、定格出力 6 キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。)</u>の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1) <u>火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u> (2) <u>簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができ、手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲にお</u>	第 3 章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等 第 1 節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準 (乾燥設備) 第 7 条 略	第 3 章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等 第 1 節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準 (乾燥設備) 第 7 条 略

改正後	改正前
いて火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。 2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。)及び第5条第1項の規定を準用する。 (一般サウナ設備) 第7条の3 一般サウナ設備(簡易サウナ設備以外のサウナ設備(サウナ室に設ける放熱設備をいう。)をいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1) 略 (2) 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができるとする自動の装置を設けること。 2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。 第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(住宅における火災の予防の推進) 第29条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。 (1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械器具及び設備の普及の促進 (2) 略 2 略 第6章 雑則 (火を使用する設備等の設置の届出)	(サウナ設備) 第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備(以下「サウナ設備」という。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1) 略 (2) サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができるとする自動の装置を設けること。 2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。 第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(住宅における火災の予防の推進) 第29条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。 (1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進 (2) 略 2 略 第6章 雑則 (火を使用する設備等の設置の届出)

改正後	改正前
第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を所轄消防署長に届け出なければならぬ。 (1)～(6) 略 (6)の2 簡易サウナ設備(個人が設けるものを除く。) (7) 一般サウナ設備(個人の住居に設けるものを除く。) (7)の2～(15) 略	第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を所轄消防署長に届け出なければならぬ。 (1)～(6) 略 (7) サウナ設備(個人の住居に設けるものを除く。) (7)の2～(15) 略

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

議案第 17 号

工事請負変更契約の締結について（丸亀市立城南小学校校舎長寿命化改修工事）
丸亀市立城南小学校校舎長寿命化改修工事に関し、次のとおり請負変更契約を締結いたしました。
い。

令和 8 年 2 月 25 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

- 1 契約の目的 丸亀市立城南小学校校舎長寿命化改修工事
- 2 契約金額 金 1,095,309,600 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 99,573,600 円
- 3 変更契約金額 金 1,247,489,100 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 113,408,100 円
- 4 契約金額の増減額 金 152,179,500 円 増額
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 13,834,500 円
- 5 契約の相手方 丸亀市郡家町 1032 番地 1
大建・ヒカリ特定建設工事共同企業体
代表者 丸亀市郡家町 1032 番地 1
大建住宅株式会社
代表取締役 大岡 信夫
構成員 丸亀市田村町 1238 番地
株式会社ヒカリ
代表取締役 西森 浩史

参 照 工事請負変更仮契約書（写）別紙のとおり

工 事 請 負 変 更 仮 契 約 書 (写)

1 工 事 名 丸亀市立城南小学校校舎長寿命化改修工事

2 工 事 場 所 丸亀市田村町 地内

3 変 更 後 の 工 期 着手 令和 6 年 3 月 25 日から

完成 令和 8 年 3 月 25 日まで

4 契約金額の増減額 ￥152,179,500- (増額)

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥13,834,500-

変更後の丸亀市建設工事請負契約約款（平成 21 年告示第 16 号）第 57 条（債務負担行為に係る契約の特則）の規定に基づく、各会計年度における請負代金の支払限度額並びに支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額

(1) 支払限度額 令和 5 年度 金 0 円

令和 6 年度 金 389,376,900 円

令和 7 年度 金 858,112,200 円

(2) 出来高予定額 令和 5 年度 金 0 円

令和 6 年度 金 432,641,000 円

令和 7 年度 金 814,848,100 円

5 契約金額の変更増減額に対する契約保証金 ￥20,248,910-

6 変更に係る設計書、仕様書、図面等 別冊設計書の通り

7 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に規定する対象
建設工事の該当の有無

☒ 該当する 分別解体等の方法等 ☒ 変更あり（別紙のとおり）

☐ 変更なし

☐ 該当しない

8 建設発生土の搬出先等 建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり

9 本契約成立の日 本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日

令和 6 年 3 月 25 日に締結した契約を変更する令和 7 年 2 月 4 日付の変更契約について変更する令和 7 年 11 月 20 日付の変更契約について、当該変更契約の内容の一部を上記のとおり変更する契約を締結し、その証として、本書 3 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を令和 6 年 3 月 25 日付で締結した契約書及び令和 7 年 2 月 4 日付で締結した変更契約書、並びに令和 7 年 11 月 20 日付で締結した変更契約書とともに保有する。

令和 8 年 1 月 30 日

発 注 者 丸亀市大手町二丁目 4 番 21 号

丸亀市

代表者 市長 松永 恭二

印

受 注 者 丸亀市郡家町 1032 番地 1

大建・ヒカリ特定建設工事共同企業体

代表者 丸亀市郡家町 1032 番地 1

大建住宅株式会社

代表取締役 大岡 信夫

印

構成員 丸亀市田村町 1238 番地

株式会社ヒカリ

代表取締役 西森 浩史

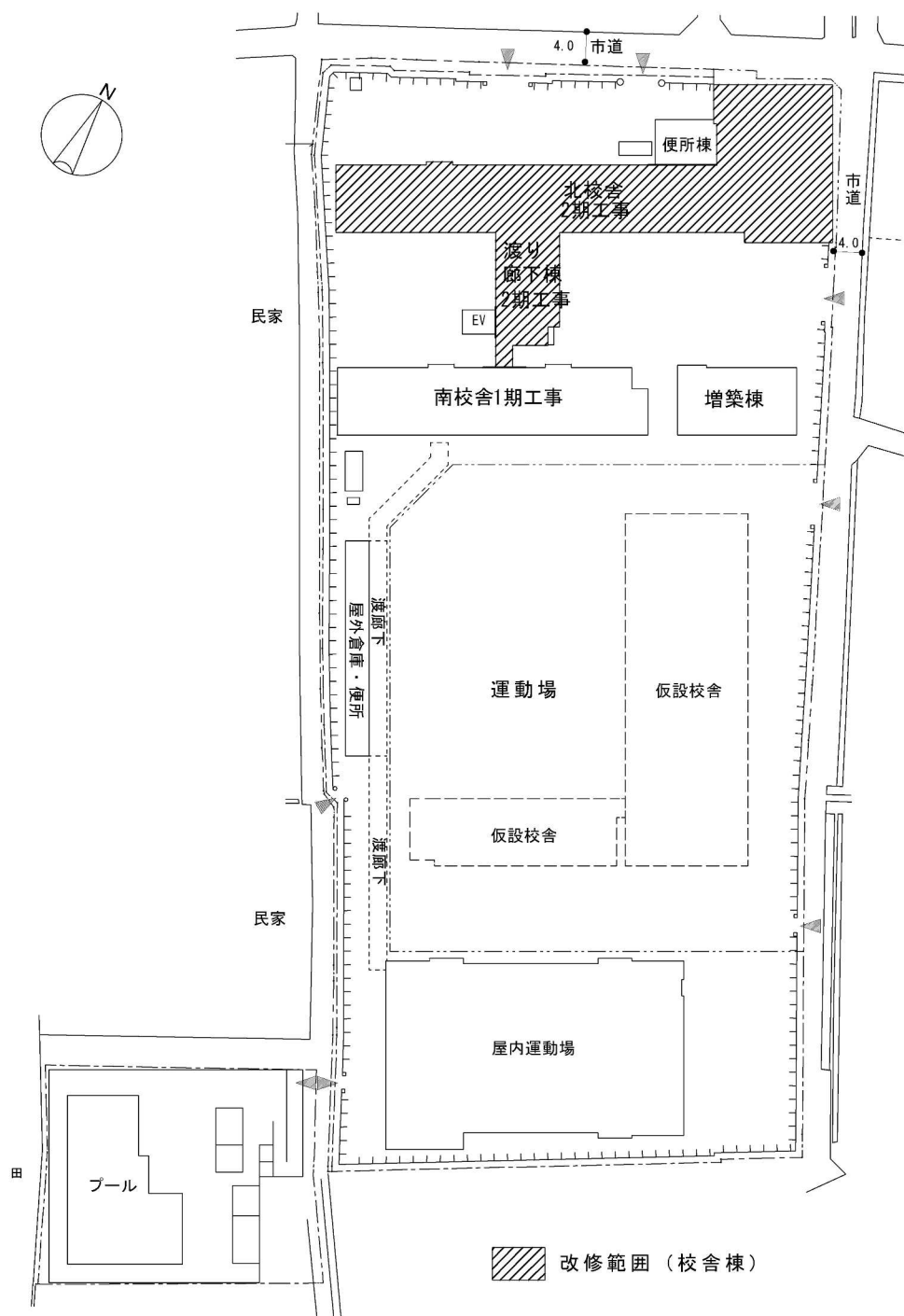


備考 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無」については、該当項目の□に「レ」を記入し、分別解体等の方法等に変更がある場合は、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成 14 年国土交通省令第 17 号）第 7 条に規定する事項を記載した書面を添付すること。

工 事 概 要 書

契約の目的 (工事名称)	変更 丸亀市立城南小学校校舎長寿命化改修工事
工 事 概 要	【長寿命化改修工事】 構造・規模 北校舎棟、南校舎棟、渡り廊下棟 鉄筋コンクリート造 3 階建て 改修延床面積 5,124.96 m² 改修内容 1. 外壁改修工事 2. 屋上防水改修 3. 内部改修工事 4. 設備基礎工事 5. 撤去工事 (変更) 1. 外部改修工事（躯体劣化改修） 2. 外部アスベスト含有除去工事（外壁） 3. 内部改修工事（躯体劣化改修） 上記に係る建築工事一式

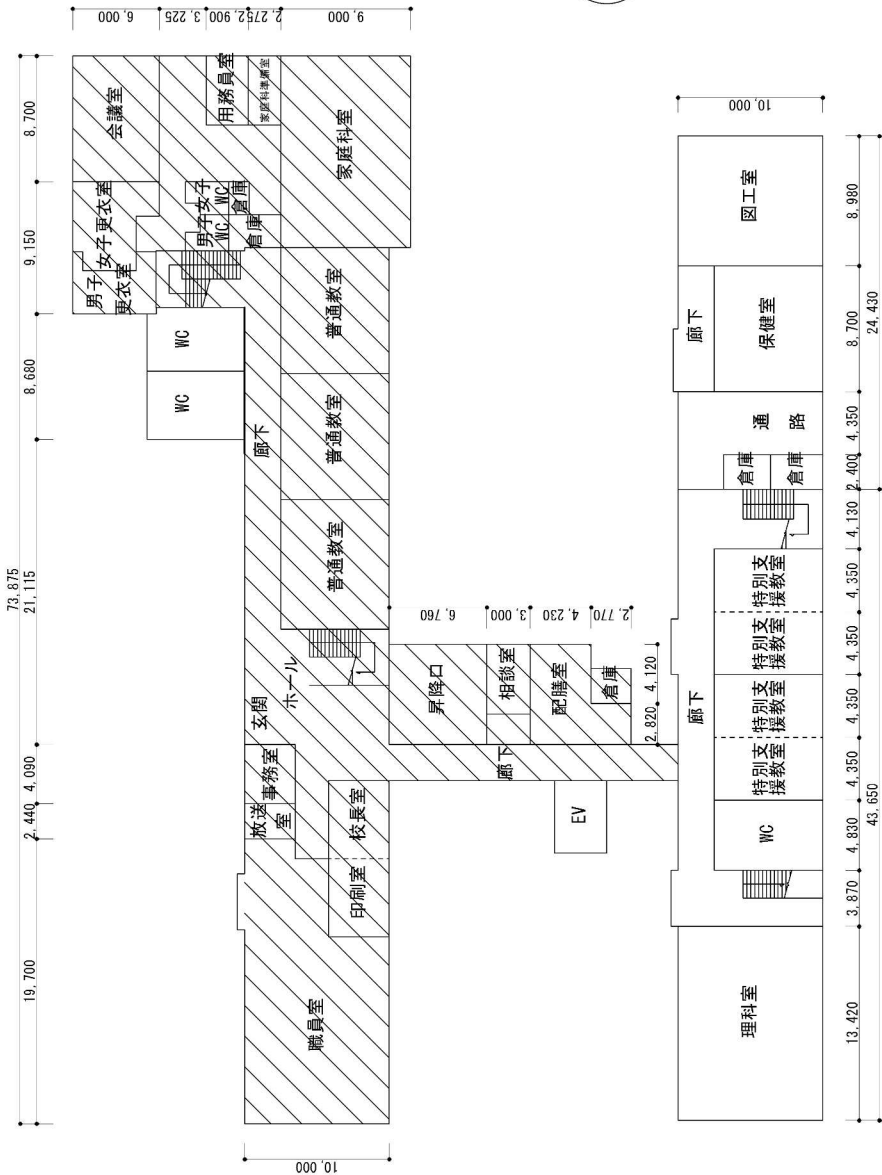
変更 丸亀市立城南小学校校舎長寿命化改修工事 配置図



風
姿

圖面階1

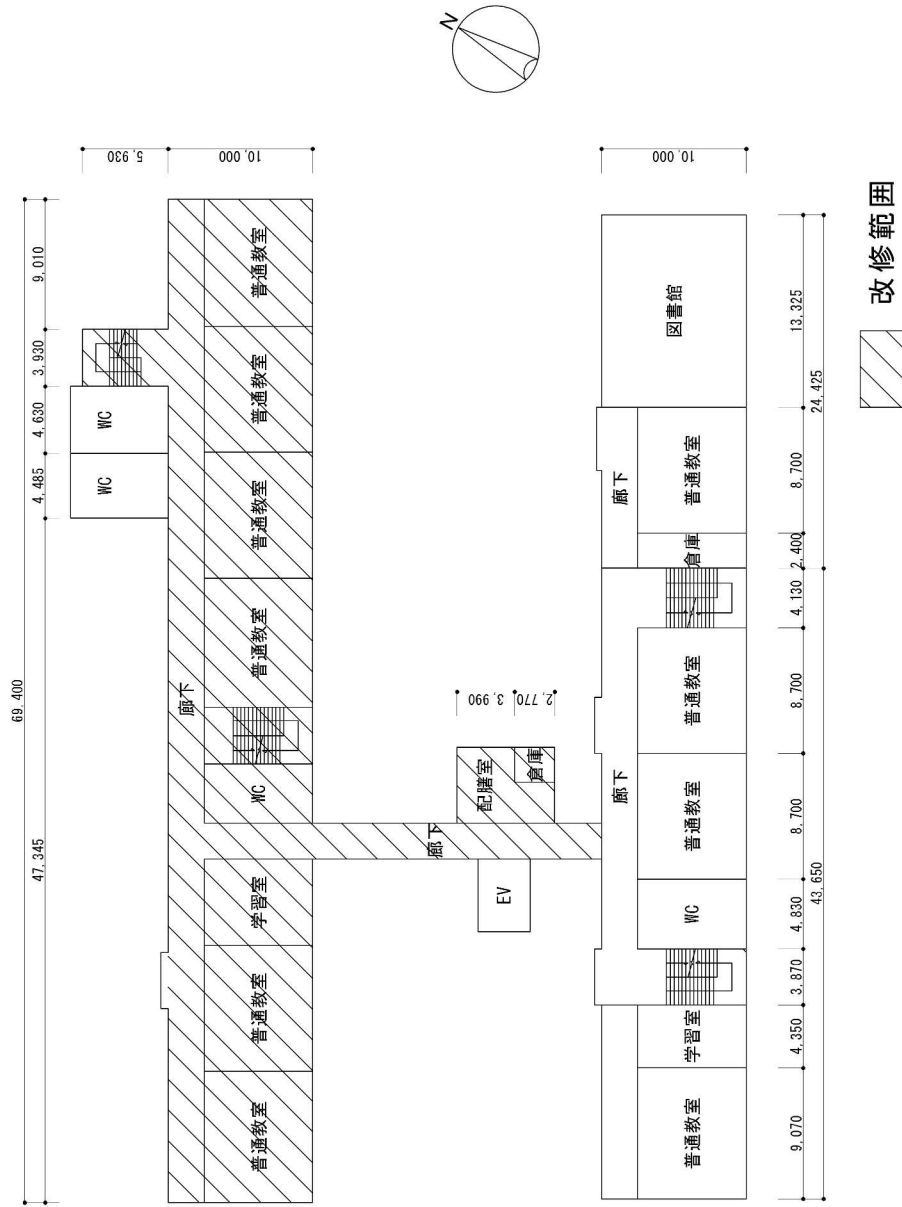
単位: ミリメートル



丸亀市立城南小学校校舎長寿命化改修工事 変更

2階平面図

単位：ミリメートル



議案第 18 号

工事請負変更契約の締結について（丸亀市立城南小学校校舎長寿命化改修に伴う
機械設備工事）

丸亀市立城南小学校校舎長寿命化改修に伴う機械設備工事に関し、次のとおり請負変更契約
を締結いたしたい。

令和 8 年 2 月 25 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

- 1 契約の目的 丸亀市立城南小学校校舎長寿命化改修に伴う機械設備工事
- 2 契約金額 金 275, 000, 000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 25, 000, 000 円
- 3 変更契約金額 金 283, 759, 300 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 25, 796, 300 円
- 4 契約金額の増減額 金 8, 759, 300 円 増額
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 796, 300 円
- 5 契約の相手方 丸亀市葭町 48 番地
三宅設備工業株式会社
代表取締役 三宅 洋平

参 照 工事請負変更仮契約書（写）別紙のとおり

工 事 請 負 変 更 仮 契 約 書 (写)

- 1 工 事 名 丸亀市立城南小学校校舎長寿命化改修に伴う機械設備工事
2 工 事 場 所 丸亀市田村町 地内
3 変 更 後 の 工 期 着手 令和 6 年 3 月 25日から
完成 令和 8 年 3 月 25日まで
4 契約金額の増減額 ¥8,759,300- 増額

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥796,300-

変更後の丸亀市建設工事請負契約約款（平成 21 年告示第 16 号）第 57 条（債務負担行為に係る契約の特則）の規定に基づく、各会計年度における請負代金の支払限度額並びに支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額

- (1) 支払限度額 令和 5 年度 金 0 円
令和 6 年度 金 79,100,000 円
令和 7 年度 金 204,659,300 円
(2) 出来高予定額 令和 5 年度 金 0 円
令和 6 年度 金 87,890,000 円
令和 7 年度 金 195,869,300 円

- 5 契約金額の変更増減額に対する契約保証金

丸亀市契約規則（平成 17 年規則第 48 号）第 34 条ただし書の規定により増額しない

- 6 変更に係る設計書、仕様書、図面等 別冊設計書のとおり

- 7 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に規定する対象
建設工事の該当の有無

☒ 該当する 分別解体等の方法等 ☐ 変更あり（別紙のとおり）
☒ 変更なし

☐ 該当しない

- 8 本契約成立の日 本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日

令和 6 年 3 月 25 日に締結した契約を変更する令和 7 年 1 月 20 日付の変更契約について、当該変更契約の内容の一部を上記のとおり変更する契約を締結し、その証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を令和 6 年 3 月 25 日付で締結した契約書及び令和 7 年 1 月 20 日付で締結した変更契約書とともに保有する。

令和 8 年 1 月 28 日

発 注 者 丸亀市大手町二丁目 4 番 21 号
丸亀市
代表者 市長 松永 恭二

印

受 注 者 丸亀市葭町 48 番地
三宅設備工業株式会社
代表取締役 三宅 洋平

印

備考 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無」については、該当項目の□に「レ」を記入し、分別解体等の方法等に変更がある場合は、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成 14 年国土交通省令第 17 号）第 7 条に規定する事項を記載した書面を添付すること。

工 事 概 要 書

契約の目的 (工事名称)	変更 丸亀市立城南小学校校舎長寿命化改修に伴う機械設備工事
工 事 概 要	【長寿命化改修工事】 構造・規模 北校舎棟、南校舎棟、渡り廊下棟 鉄筋コンクリート造 3 階建て 改修延床面積 5,124.96 m² 改修内容 1. 空気調和設備 2. 換気設備 3. 衛生器具設備 4. 給水設備 5. 排水設備 6. 給湯設備 7. 消火設備 8. ガス設備 9. 撤去 工事 (変更) 1. 給水設備移設工事 2. 換気設備増設工事 上記に係る機械設備工事一式

議案第 19 号

工事請負変更契約の締結について（丸亀市立城南小学校校舎長寿命化改修に伴う
電気設備工事）

丸亀市立城南小学校校舎長寿命化改修に伴う電気設備工事に関し、次のとおり請負変更契約
を締結いたしたい。

令和 8 年 2 月 25 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

- 1 契約の目的 丸亀市立城南小学校校舎長寿命化改修に伴う電気設備工事
- 2 契約金額 金 203, 115, 000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 18, 465, 000 円
- 3 変更契約金額 金 212, 290, 100 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 19, 299, 100 円
- 4 契約金額の増減額 金 9, 175, 100 円 増額
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 834, 100 円
- 5 契約の相手方 丸亀市川西町北 861 番地
株式会社四建プラント
代表取締役 土屋 裕美

参 照 工事請負変更仮契約書（写）別紙のとおり

工 事 請 負 変 更 仮 契 約 書 (写)

- 1 工 事 名 丸亀市立城南小学校校舎長寿命化改修に伴う電気設備工事
2 工 事 場 所 丸亀市田村町 地内
3 変 更 後 の 工 期 着手 令和 6 年 3 月 25日から
完成 令和 8 年 3 月 25日まで
4 契約金額の増減額 ￥9,175,100- 増額

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥834,100-

変更後の丸亀市建設工事請負契約約款（平成 21 年告示第 16 号）第 57 条（債務負担行為に係る契約の特則）の規定に基づく、各会計年度における請負代金の支払限度額並びに支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額

- (1) 支払限度額 令和 5 年度 金 0 円
令和 6 年度 金 58,310,000 円
令和 7 年度 金 153,980,100 円
(2) 出来高予定額 令和 5 年度 金 0 円
令和 6 年度 金 64,790,000 円
令和 7 年度 金 147,500,100 円

- 5 契約金額の変更増減額に対する契約保証金

丸亀市契約規則（平成 17 年規則第 48 号）第 34 条ただし書の規定により増額しない

- 6 変更に係る設計書、仕様書、図面等 別冊設計書のとおり

- 7 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に規定する対象
建設工事の該当の有無

☒ 該当する 分別解体等の方法等 ☐ 変更あり（別紙のとおり）
☒ 変更なし

☐ 該当しない

- 8 本契約成立の日 本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日

令和 6 年 3 月 25 日に締結した契約を変更する令和 7 年 1 月 20 日付の変更契約について、当該変更契約の内容の一部を上記のとおり変更する契約を締結し、その証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を令和 6 年 3 月 25 日付で締結した契約書及び令和 7 年 1 月 20 日付で締結した変更契約書とともに保有する。

令和 8 年 1 月 28 日

発 注 者 丸亀市大手町二丁目 4 番 21 号
丸亀市
代表者 市長 松永 恭二

印

受 注 者 丸亀市川西町北 861 番地
株式会社 四建プラント
代表取締役 土屋 裕美

印

備考 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無」については、該当項目の□に「レ」を記入し、分別解体等の方法等に変更がある場合は、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成 14 年国土交通省令第 17 号）第 7 条に規定する事項を記載した書面を添付すること。

工 事 概 要 書

契約の目的 (工事名称)	変更 丸亀市立城南小学校校舎長寿命化改修に伴う電気設備工事
工 事 概 要	【長寿命化改修工事】 構造・規模 北校舎棟、南校舎棟、渡り廊下棟 鉄筋コンクリート造 3 階建て 改修延床面積 5, 124. 96 m² 改修内容 1. 電灯設備 2. コンセント設備 3. 動力設備 4. 幹線設備 5. 情報設備 6. 電話交換設備 7. 時計設備 8. インターホン設備 9. 誘導支援設備 10. 拡声設備 11. テレビ共同受信設備 12. 監視カメラ設備 13. 防犯設備 14. 自動火災報知設備 15. 撤去工事 (変更) 1. コンセント設備工事 2. テレビモニター移設工事 3. 仮設電源切替工事 上記に係る電気設備工事一式

議案第 20 号

指定管理施設における指定期間の延長について（丸亀市綾歌総合文化会館）
次のとおり指定管理施設における指定期間を延長いたしたい。

令和 8 年 2 月 25 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

1 指定管理者の指定期間を延長する公の施設

丸亀市綾歌総合文化会館

2 指定管理者となっている団体の名称及び所在地

公益財団法人丸亀市福祉事業団

丸亀市大手町二丁目 1 番 7 号

3 指定期間

(1) 変更前 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(2) 変更後 令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

議案第 21 号

指定管理者の指定について（丸亀市児童館）
次のとおり指定管理者を指定いたしたい。

令和 8 年 2 月 25 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

1 管理を行わせる公の施設の名称

丸亀市児童館

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

公益財団法人 丸亀市福祉事業団

丸亀市大手町二丁目 1 番 20 号

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

議案第 22 号

市道路線の廃止及び認定について（本谷 1 号線ほか 1 路線）

道路法第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定により、次のとおり市道路線を廃止及び認定いたしたい。

令和 8 年 2 月 25 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

1 廃止路線

路 線 名	起 点	終 点	重要 な経 過地	路線 番号	参照 図面 番号
ほんたに 1 ごうせん 本谷 1 号線	飯山町東坂元字本谷 3 4 7 6 番 地 先	飯山町東坂元字本谷 3 5 0 2 番 1 地 先		33526	1

2 認定路線

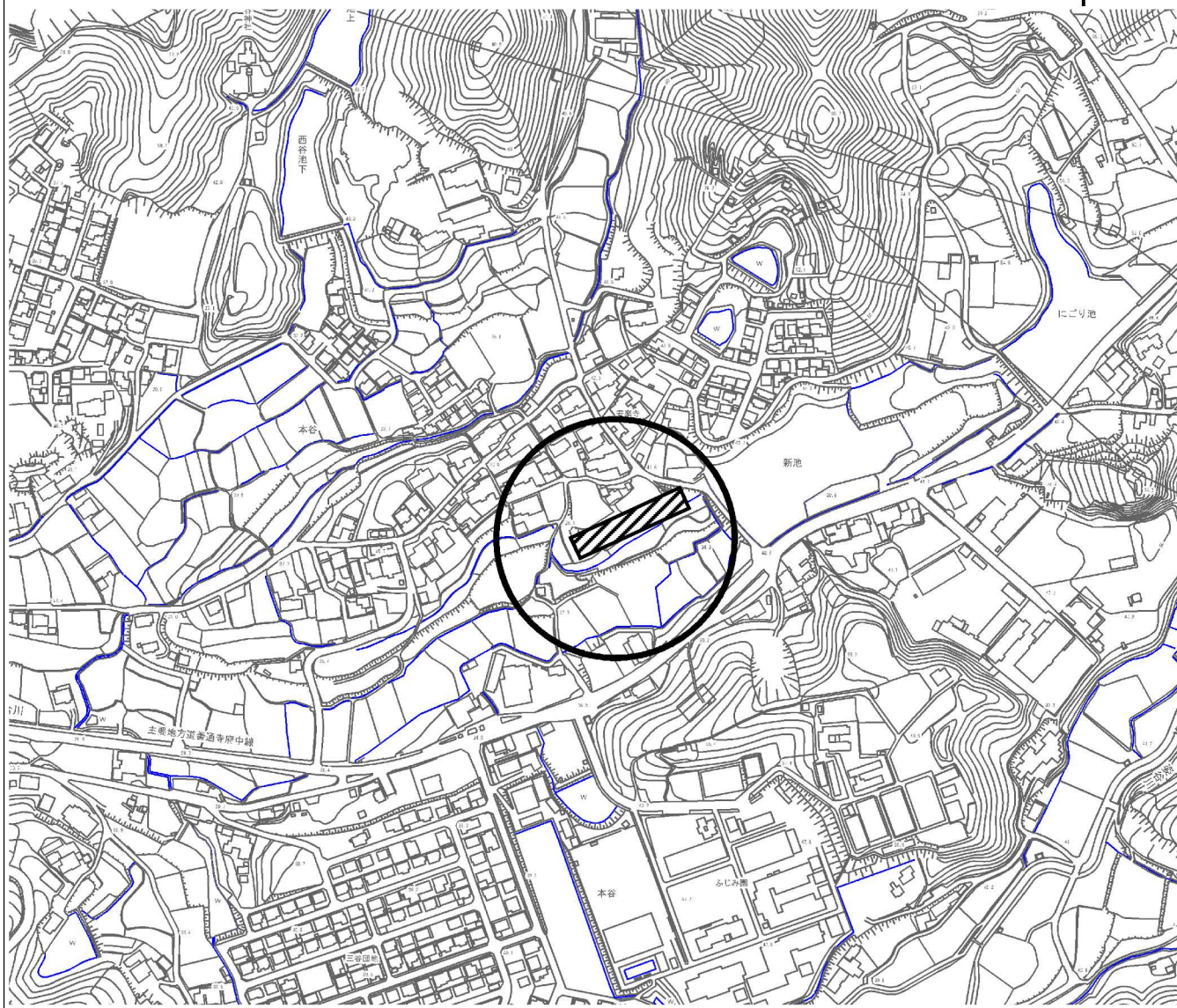
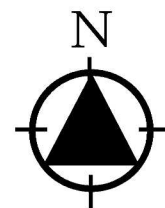
路 線 名	起 点	終 点	重要 な経 過地	路線 番号	参照 図面 番号
のつごだんち 1 ごうせん 野津郷団地 1 号線	飯山町川原字野津郷 1 0 0 1 番 2 7 地 先	飯山町川原字野津郷 1 0 0 1 番 1 8 地 先		33527	2

参照 図面別紙のとおり

市道路線の廃止図 1-①

S = 1 : 5, 000

(市道本谷 1 号線)



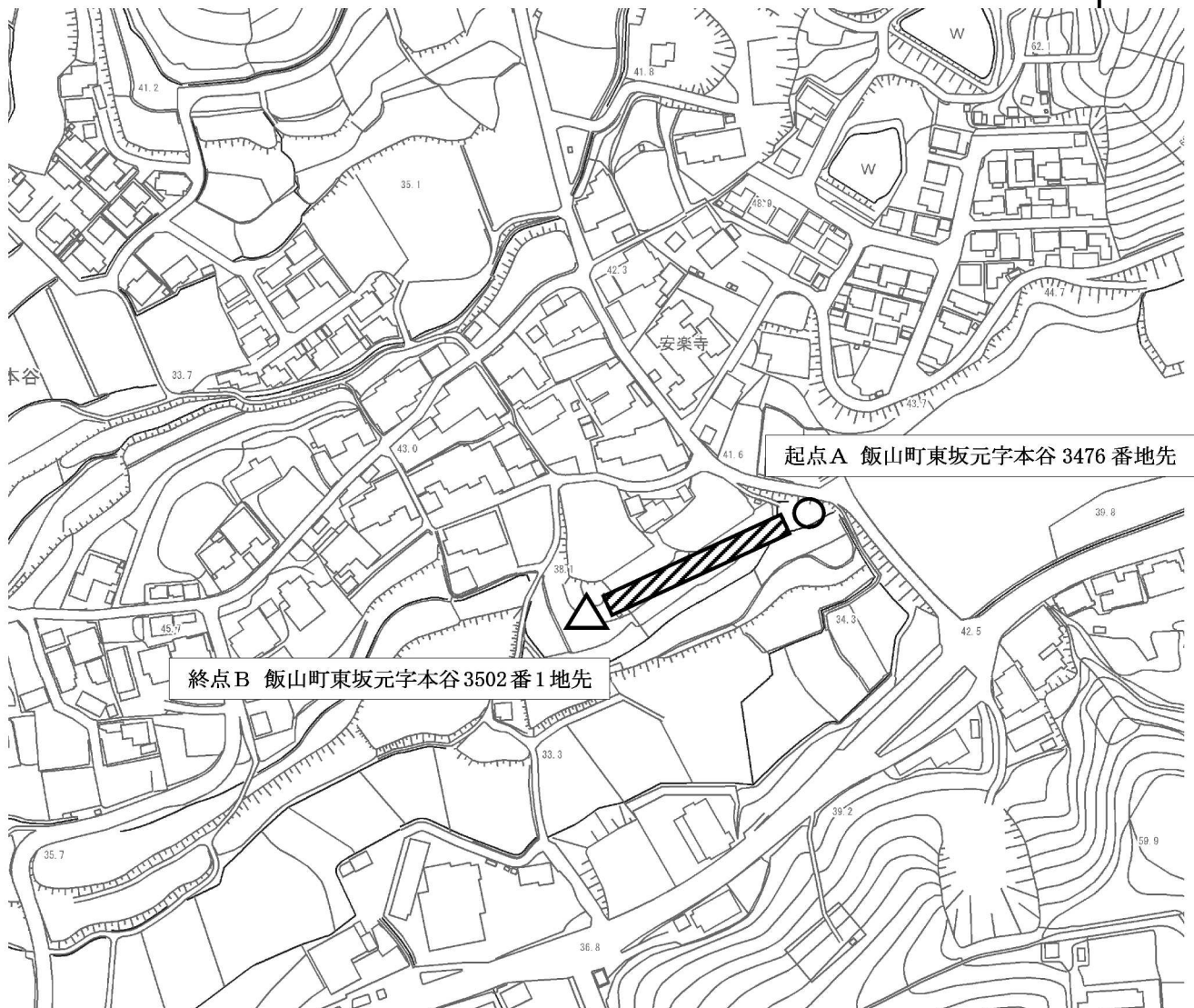
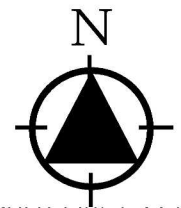
路線名	本谷 1 号線
延長	110m
幅員	4.0m

凡 例	
●	認定
○	廃止
● ■ ■ ■ ■	変更 (一部追加)
● ■ ■ ■ ■	変更 (一部廃止)
〔	追加認定区間
〕	廃止区間
■ ■ ■ ■	変更のない区間

市道路線の廃止図 1-②

S = 1 : 2, 500

(市道本谷 1 号線)



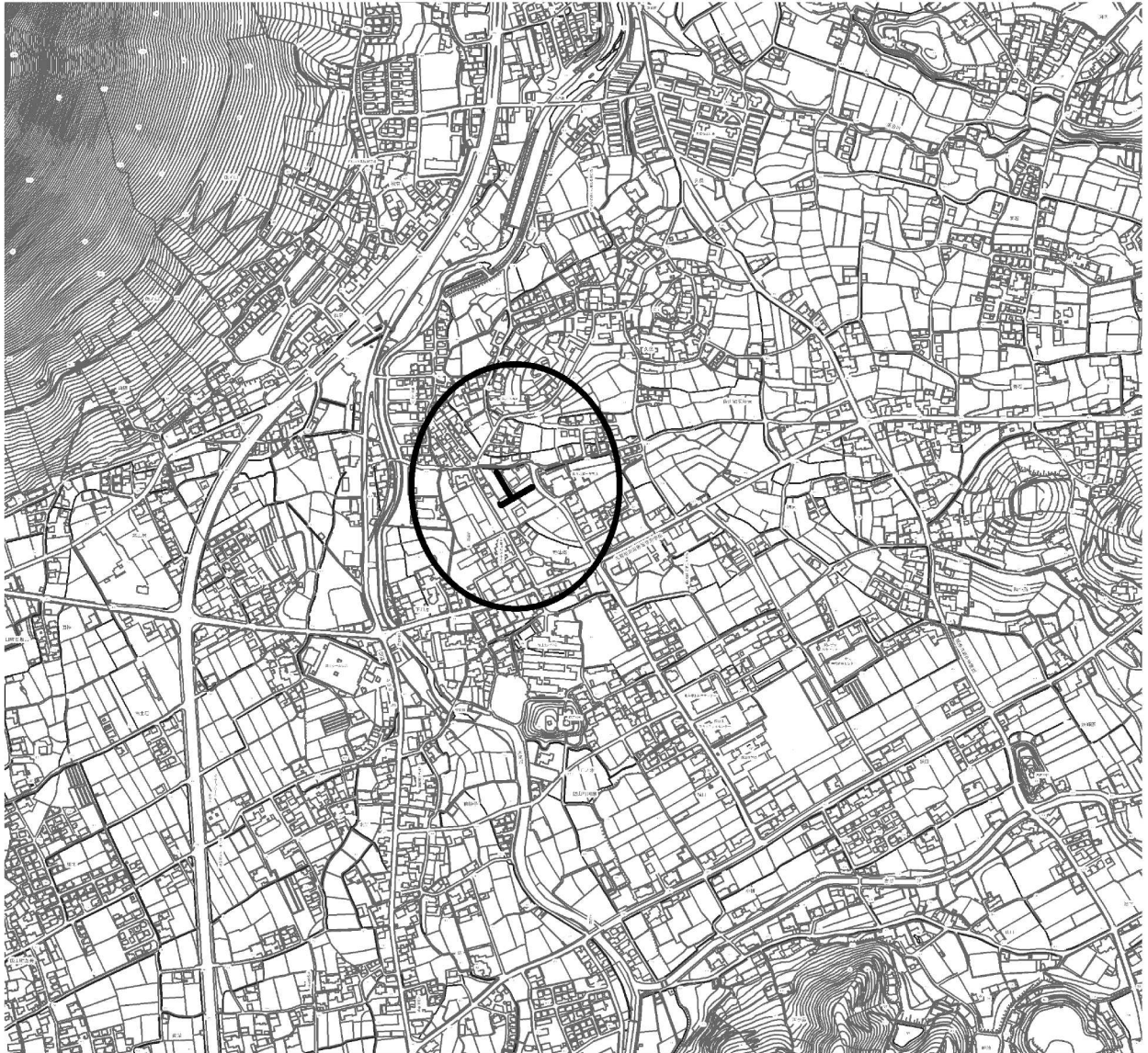
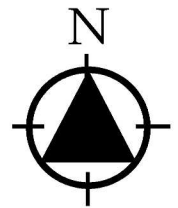
路線名	本谷 1 号線
延長	110m
幅員	4.0m

凡 例	
	認定
	廃止
	変更 (一部追加)
	変更 (一部廃止)
	追加認定区間
	廃止区間
	変更のない区間

市道路線の認定図 2-①

S = 1 : 10, 000

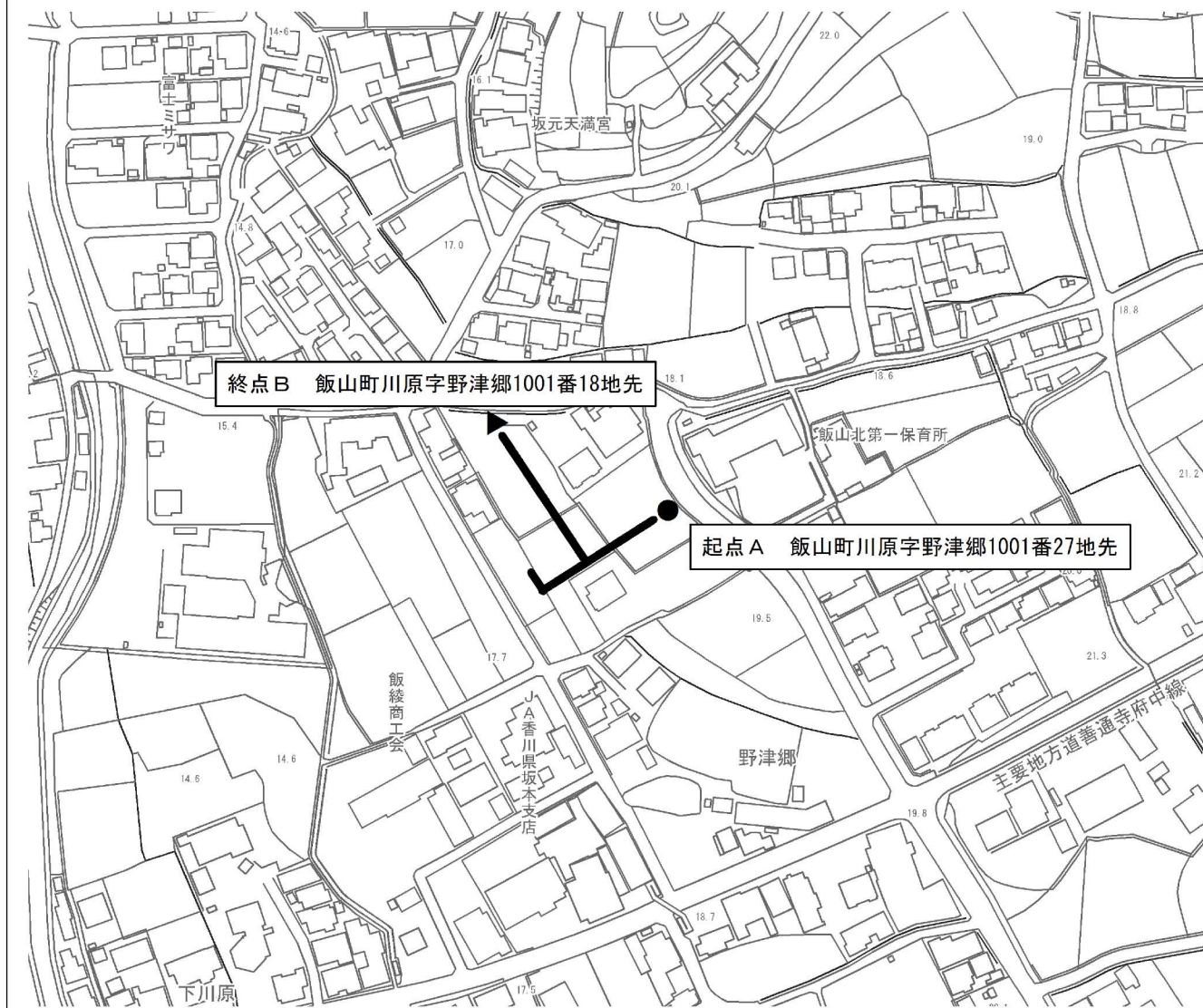
(市道野津郷団地 1 号線)



路線名	野津郷団地 1 号線
延長	114m
幅員	5.0~6.0m

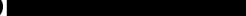
凡 例	
	認定
	廃止
	変更 (一部追加)
	変更 (一部廃止)
	追加認定区間
	廃止区間
	変更のない区間

(市道野津郷団地 1 号線)



路線名	野津郷団地 1 号線
延 長	114m
幅 員	5.0～6.0m

凡 例

●		▶	認定
○		▷	廃止
●		▶	変更（一部追加）
●		▷	変更（一部廃止）
〔			
			追加認定区間
			廃止区間
			変更のない区間
〕			

